第 6 章　生 活 保 護

1.　概　　　説
2.　生 活 相 談
3.　被保護世帯の状況
4.　生活保護法による援護
5.　法 外 援 護
6.　中国残留邦人支援

１．概　　説

生活保護法は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて生活保護法に優先して行い、最低限度の生活費は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算出し、これとその者の収入とを対比して、その者の収入だけでは最低生活費を満たすことができない時にはじめて行われる。

本市は都心の西方約４０ｋｍに位置し、都下２６市中最大の面積を有し、緑豊かな自然環境に恵まれていることから市域には精神病院を始め、社会福祉施設等の施設も他市に比較し整っている。また、都心への通勤圏にあることから、大規模都営住宅及びその他の公設住宅、民間アパートが数多く散在し、低家賃住宅も多い。

２．生活相談

バブル崩壊後、経済状況の悪化の影響から、生活保護の相談件数が大幅に増加した。
平成２１年度をピークとし、相談件数は減少傾向であるが、依然として多くの人が生活相談に訪れている。

〇生活相談件数の状況　　　　単位：件

区分＼年度		２４	２５	２６
生活相談		6,251	5,227	5,019
内訳	生活保護申請	1,200	877	929
	生活保護相談	4,063	3,317	3,003
	入院助産	4	2	1
	母子生活支援相談	504 （一時保護 20）	636 （一時保護 33）	701 （一時保護 22 ）
	その他	480	395	385

３．被保護世帯の状況

（１）被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度４月中)

区分		２４	２５	２６
八王子市	被保護世帯（人）	11,784	11,728	11,284
	被保護世帯（世帯）	8,145	8,193	8,030
保護率 (0/00) ※	全国	16.5	16.9	17.0
	都	21.4	22.0	22.1
	区部	23.3	23.9	23.9
	市部	17.2	17.8	18.0
	八王子市	20.3	20.2	19.5
	武蔵野市	15.0	15.0	14.2
	町田市	16.0	16.8	17.4
	立川市	28.2	29.2	28.4

保護停止中も含む。　「福祉保健局業務統計月報」より

※0/00＝パーミル・千人中当たり

（２）労働力類型別被保護世帯

(各年度４月中)単位：世帯

区分			２４	２５	２６
世帯主が就労	常用者	※	10.6	10.6	10.6
			860	868	850
	日雇者	※	0.7	0.9	1.0
			54	75	78
	内職	※	0.2	0.2	0.2
			15	13	14
	その他	※	0.5	0.7	1.0
			44	61	83
世帯員が就労		※	2.8	2.7	2.9
			224	219	230
就労者がいない		※	85.3	84.9	84.3
			6,934	6,938	6,760
合計		※	100.0	100.0	100.0
			8,131	8,174	8,015

※構成比(%)　「福祉保健局業務報告」より

（３）世帯類型別被保護世帯

(各年度４月中)単位：世帯

区分＼年度			２４	２５	２６
単身	高齢者	※	33.7	35.8	37.8
			2,740	2,924	3,032
	傷病・障害者	※	23.4	22.7	22.8
			1,904	1,857	1,826
	その他	※	14.5	13.6	12.6
			1,183	1,114	1,013
２人以上	高齢者	※	5.2	5.1	5.3
			420	416	428
	母子	※	10.2	9.9	9.2
			831	806	737
	傷病・障害者	※	4.7	4.8	4.5
			381	396	363
	その他	※	8.3	8.1	7.7
			672	661	616
合計		※	100.0	100.0	99.9
			8,131	8,174	8,015

※構成比(%)　　「福祉保健局業務報告」より

（4）保護開始理由別分類

単位：件

区分＼年度		２４	２５	２６
1 世帯主の傷病	※	18.8	21.6	24.6
		215	179	219
2 世帯員の傷病	※	0.8	1.0	0.7
		9	8	6
就労者の死亡 離別不在	※	1.7	1.3	1.9
		19	10	17
１．２に該当しない 稼動収入の減少・喪失	※	14.6	9.5	9.6
		167	79	85
年金・仕送り等の 減少・喪失	※	57.8	60.9	55.3
		662	505	492
その他	※	6.5	5.8	8.0
		74	48	71
合計	※	100.2	100.1	100.1
		1,146	829	890

※構成比(%)

（5）保護開始世帯類型別分類

単位：世帯

区分＼年度		２４	２５	２６
高齢者	※	24.0	24.1	27.0
		275	200	240
母子	※	9.1	7.1	7.6
		104	59	68
傷病者	※	32.3	37.4	35.7
		370	310	318
その他	※	34.6	31.4	29.7
		397	260	264
合計	※	100.0	100.0	100.0
		1,146	829	890

※構成比(%)

（６）保護開始労働力類型別分類

区分＼年度			２４	２５	２６
世帯主が就労	常用者	※	2.4	1.8	2.8
			28	15	25
	日雇者	※	0.1	0.5	0.1
			1	4	1
	内職	※	0.0	0.0	0.0
			0	0	0
	その他	※	2.2	2.5	1.8
			25	21	16
世帯員が就労		※	0.7	0.8	0.8
			8	7	7
就労者がいない		※	94.6	94.3	94.5
			1,084	782	841
合計		※	100.0	99.9	100.0
			1,146	829	890

※構成比（%）

（７）保護廃止理由別分類

単位：世帯

区分＼年度		２４	２５	２６
1 世帯主の傷病治癒	※	0.2	0.2	0.2
		2	2	2
死亡・失踪	※	34.9	36.9	36.5
		380	370	315
１に該当しない稼動収入の増加	※	9.9	8.4	14.8
		108	84	128
年金・仕送り等の増加	※	3.1	2.1	3.7
		34	22	32
その他	※	51.9	52.4	44.8
		566	526	387
合計	※	100.0	100.0	100.0
		1,090	1,004	864

※構成比（%）　　　　　　　　　　（その他は転出・引取り等）

４． 生活保護法による援護

（１）生活保護費の支給

単位：千円

区分＼年度		２４	２５	２６
生活扶助	延人数	149,214	144,542	141,392
	金　額	7,187,691	6,810,009	6,683,795
住宅扶助	延世帯	83,606	83,361	82,530
	金　額	3,607,201	3,580,581	3,527,815
教育扶助	延人数	11,977	11,358	10,280
	金　額	121,386	113,658	105,177
介護扶助	延人数	35,266	39,506	41,796
	金　額	427,612	437,185	432,614
医療扶助	延人数	238,164	237,953	236,129
	金　額	9,188,981	9,103,632	9,027,515
出産扶助	延人数	1	5	2
	金　額	240	890	631
生業扶助	延人数	496	468	408
	金　額	75,564	72,010	62,923
葬祭扶助	延人数	258	236	234
	金　額	53,270	48,971	48,958
就労自立給付金	延人数			26
	金　額			1,771
保護施設事務費	延人数	656	654	731
	金　額	111,076	113,924	130,471
合計	金　額	20,773,021	20,280,860	20,021,670

（２）医療券等の発行

単位：件

区分 ＼ 年度	２４	２５	２６
外来	133,831	134,068	134,069
入院	12,455	11,965	11,859
歯科	23,016	23,094	22,729
治療材料	613	616	578
施術	1,606	1,517	1,405
移送	6,549	6,577	6,695
薬局	106,425	107,913	110,045
訪問看護	571	782	844
合計	285,066	286,532	288,224

（３）医療扶助受給者数

(各年度４月中)単位：人

区分 ＼ 年度			２４	２５	２６
入院	精神	※	6.1	5.9	5.9
			488	478	466
	一般疾病	※	2.5	2.6	2.4
			202	208	192
	計	※	8.7	8.5	8.3
			690	686	658
入院外	精神	※	0.9	0.8	0.6
			75	63	49
	一般疾病	※	90.4	90.8	91.1
			7,200	7,350	7,243
	計	※	91.3	91.5	91.7
			7,275	7,413	7,292
合計		※	99.9	100.1	100.0
			7,965	8,099	7,950

※構成比(%)　　「福祉保健局業務報告」より

５．法外援護

（１）学童服・運動衣代の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立更正を援助するため「こどもの日」の行事の一環として、学童服代等を支給している。

○支給状況

区分 ＼ 年度			２４	２５	２６
学童服	人員	小学生　（人）	523	487	442
		中学生　（人）	259	255	201
	単　価	（円）	11,000	11,000	11,000
	支給額	（千円）	8,602	8,162	7,073
運動衣	人員	小学生　（人）	606	577	513
		中学生　（人）	368	362	316
	単　価	（円）	4,000	4,000	4,000
	支給額	（千円）	3,896	3,756	3,316

（支給額の千円未満四捨五入）

（２）夏季健全育成費の支給

生活保護法による被保護学童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する費用を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図るために支給している。

○支給状況

区分 ＼ 年度		２４	２５	２６
人員	小 学 生　（人）	620	576	522
	中 学 生　（人）	372	353	320
単　価　（円）		3,000	3,000	3,000
支　給　額（千円）		2,976	2,787	2,526

（支給額の千円未満四捨五入）

（３）修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を受けている小学校５・６年生または中学校３年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るために支給している。

○支給状況

区　分 ＼ 年　度		２４	２５	２６
小学6年生	人　員　（人）	102	121	95
	単　価　（円）	4,000	4,000	4,000
	支給額（千円）	408	484	380
中学3年生	人　員　（人）	105	137	106
	単　価　（円）	8,000	8,000	8,000
	支給額（千円）	840	1,096	848
合計	人　員　（人）	207	258	201
	支給額（千円）	1,248	1,580	1,228

（支給額の千円未満四捨五入）

（４）生活保護自立促進事業

生活保護者または生活保護世帯に対して、自立支援に要する経費の一部を支給することにより、自立助長をはかるために支給している。平成１７年度から実施。

○支給状況　　単位：千円

区　分 ＼ 年　度	２４	２５	２６
就労支援費	133	67	34
社会参加活動費	0	0	0
高齢者等生活環境改善事業	479	660	248
生活支援事業	766	474	494
債務整理援助事業	0	0	0
住宅契約関係費	526	988	918
健康増進費	0	0	0
次世代支援	833	665	301
高齢者支援適正化推進費	10	3	0
事業移行準備	5	0	0
支給額	2,752	2,857	1,995

６． 中国残留邦人支援

（１）支援給付の状況

○被支援世帯・人員数

区　分＼年　度	２４	２５	２６
被支援人員数	50	49	47
被支援世帯数	29	29	29

○世帯別

区　分＼年　度	２４	２５	２６
残留邦人単身世帯	7	8	9
配偶者単身世帯	1	1	1
残留邦人夫婦世帯	19	18	18
その他世帯	2	2	1
合　計	29	29	29

（２）支援給付の開始・廃止の状況

区　分＼年　度	２４	２５	２６
開　始	0	0	0
廃　止	1	1	0

（３）支援費

区分＼年度	２４	２５	２６
生活費	36,244,429	34,675,229	33,656,565
住宅費	11,586,797	11,504,510	11,698,447
医療費	36,779,632	40,216,123	54,527,557
介護費	1,259,345	1,275,358	1,053,739
葬祭費	0	201,000	438,550
生業費	0	0	0
合計（円）	85,870,203	87,872,220	101,374,858